

外国人材の受入れに関する円卓会議
公開シンポジウム

「外国人受入れと日本の未来」
－在留外国人基本法に向けて－

2019年3月26日 東京

主催 公益財団法人 日本国際交流センター
助成 公益財団法人 渋沢栄一記念財団

目次

■ はじめに	1
■ プログラム	2
■ Part 1	
● 山下貴司法務大臣スピーチ	4
● 「外国人とともに創る日本の未来ビジョン」及び 「在留外国人基本法」の提言について	5
■ Part 2	
● パネルディスカッション I 「企業は外国人受入れと定着にどう取り組むか」	8
● パネルディスカッション II 「地域社会は外国人受入れと定着にどう取り組むか」	15
■ おわりに(閉会挨拶)	22
■ 提言	
● 提言趣旨	23
● 「外国人とともに創る日本の未来ビジョン」	24
● 「在留外国人等基本法」の要綱案	28
■ 「外国人材の受入れに関する円卓会議」概要	33
■ 円卓会議メンバー名簿	34

■はじめに

この報告書は、公益財団法人日本国際交流センター（JCIE）の主催により、2019年3月26日に衆議院第一議員会館多目的ホールにおいて開催した外国人材の受入れに関する円卓会議公開シンポジウム「外国人受入れと日本の未来—在留外国人基本法に向けて」の内容を取りまとめたものである。

2018年秋に政府が新方針を打ち出し、12月に改正入管法が成立したことを受け、いよいよ2019年4月1日からは新しい在留資格「特定技能」による外国人の日本での就労が開始され、海外から日本への人の流入は一層拡大することが予想される。

この大きな流れの中で中長期的な視野に立って、外国人の望ましい秩序だった受入れと定着のあり方を議論し、日本の将来に向けての方向性を示すことを目的として、多様なセクターの代表の参加を得て、多面的、包括的な議論をする場として立ち上げたのが、「外国人材の受け入れに関する円卓会議」（共同座長：大河原昭夫・日本国際交流センター理事長、國松孝次・未来を創る財団会長）である。

今回のシンポジウムは、これまでの円卓会議での議論を紹介するとともに更に幅広く国民的な議論を提起したいとの思いで企画されたものである。このため、円卓会議のメンバーをパネリストとして迎え、「企業」と「地域社会」を軸に、安全で安定した社会を維持しながら、日本が選ばれる国になるとの発想の転換に向けた参考に資する視点と具体案を探るろうと、企業、自治体、NPO、教育機関などそれぞれ実践に基づく活発な議論を行った。

その議論を取りまとめた本報告書が、少子高齢化に伴う様々な問題がいよいよ顕在化している今日、日本の未来を考える際に避けて通れない極めて重要なテーマである「外国人受入れ」を巡る国民的議論を広める一助となることを期待したい。最後に、登壇者をはじめ、ご協力いただいた関係者の皆様、シンポジウムにご参加いただいた皆様に心よりお礼を申し上げる。

2019年5月

公益財団法人 日本国際交流センター
理事長 大河原 昭夫

■ プログラム

14:00–14:05 開会挨拶

大河原 昭夫 (公財)日本国際交流センター理事長、円卓会議共同座長

14:05–14:45 Part I

- (1) 山下貴司法務大臣によるスピーチ
- (2) 「外国人とともに創る日本の未来ビジョン」及び「在留外国人基本法」の提言について

毛受 敏浩 (日本国際交流センター執行理事、円卓会議事務局長)

15:00–17:25 Part II

(1) パネルディスカッション I

「企業は外国人受入れと定着にどう取り組むか？」

司会	実 哲也	(公財)日本経済研究センター研究主幹
パネリスト	アンジェロ・イシ	武蔵大学教授
	杉崎 重光	ゴールドマン・サックス証券株式会社副会長
	杉村 美紀	上智大学副学長
	成川 哲夫	日本曹達株式会社取締役
	舟久保 利明	(一社)東京工業団体連合会会長

(2) パネルディスカッション II

「地域社会は外国人受入れと定着にどう取り組むか？」

司会	大野 博人	朝日新聞編集委員
パネリスト	井手 修身	NPO法人アイデア九州・アジア理事長
	小川 賢太郎	国民生活産業・消費者団体連合会(生団連)会長
	清水 聖義	群馬県太田市市長
	鈴木 江理子	国士舘大学教授
	田中 宝紀	NPO法人青少年自立援助センター一定住外国人支援事業部責任者

17:25–17:30 閉会挨拶

國松 孝次 (一財)未来を創る財団会長、円卓会議共同座長



■ PART 1

山下貴司法務大臣スピーチ

山下 貴司
法務大臣



「外国人の受け入れと日本の未来」という大きなテーマで各界を代表する皆様が一同に会して議論をし、提言していただくということは、この重要な課題についての国民的議論の活性化に大きく資するものであり、大変ありがたいと思う。

政府では、新たな外国人材の受け入れ及び我が国で生活する外国人との共生社会の実現に向けた環境整備について検討するため、2018年7月に官房長官と法務大臣を議長とする「外国人材の受け入れ・共生に関する関係閣僚会議」を設置し、昨年末に外国人との共生社会を実現するための政策パッケージである「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策」をとりまとめた。

総合的対応策においては省庁横断的に126にわたる施策が盛り込まれているところであり、関連予算も含め財政面でも充実したものになっており、このようなことはこれまで外国人政策において中々無かったことである。これも円卓会議等がしっかり発信し、外

国人受け入れの環境整備の重要性について国民の理解が得られたからこそであり、心より感謝している。いただいた御提言等は、法務省が総合調整機能を発揮し、関係省庁の力を得ながら政策を前に進め、今後の外国人材の受け入れの在り方、環境整備のための政策に関する検討に活かしていきたい。

国際的に外国人材の獲得競争が激しくなっている状況の中、日本としても総合的対応策をしっかりと実現することを通じて、外国人材が暮らし、住み、学び、働く、そうした良き環境を作り、日本人とともに生きていく共生社会、多文化でありながら共に生きていける多文化共生社会をぜひ実現したいと考えている。

本日のシンポジウムの議論の成果は、法務大臣である私としても非常に注視しているところであり、今後とも皆様からの提言をしっかりと受け止めて、しっかり外国人材との共生社会を実現していきたい。

「外国人とともに創る日本の未来ビジョン」及び 「在留外国人基本法」の提言について

毛受 敏浩

(日本国際交流センター執行理事、
円卓会議事務局長)



日本国際交流センター(JCIE)では、人口減と在留外国人の増加という構造的な社会変化を見据えて、10年以上前から外国人受入れ・移民政策に関する活動を行ってきた。人口減が現実のものとなり、海外から働き手を確保しようとするニーズが高まっていくなか、政府も外国人受入れ枠拡大に踏み出し、従来タブー視される傾向のあった外国人受入れについての議論の重要性が社会的にも高まりつつある。

こうした背景のもと、日本国際交流センターでは、国民的なコンセンサス造りが必要との認識から、多様な立場の人々が集い、外国人の受入れを中長期の立場から議論する場として2018年7月に「外国人材の受入れに関する円卓会議」を発足させた。

円卓会議では、今回、1)日本国内で同等の労働力が確保できない分野に限り就労目的の外国人を受け入れる在留資格「特定技能」を創設し、2)在留資格「特定技能」で就労・在留する者のうち、試験等により熟練した技能を有すると確認できた外国人には資格の

無制限更新や家族の呼び寄せを認める定住への道を開く一方、3)在留する外国人に生活者としての様々なサービスを提供する体制を整備する、との政府方針については望ましい方向に向けて大きな政治的な決断がなされたと評価する。

ただし、今後、人口減少が加速する以上、国内外の状況を直視しつつ、一時的な人手不足への対応を超えて、社会の構成員として様々な才能、能力をもつ外国人を受け入れ、定着させる政策が必要であろう。

まず、現状を見ると、平成元年には98万人だった在留外国人が、2018年現在では273万人に達し、広島県の人口に匹敵する数の外国人が既に日本で暮らしている。また、かつて在留外国人の多くを占めていた在日コリアンなどのオールドカマーと違って、その国籍、在留資格も多様化している。

一方、外国人が急増し、多様化してきた平成の30年の間、政府の外国人の統合政策は不在だった。そのため、ダブルリミティッドと呼ばれる日本語と母語双方の言語能力が十分

ではない人々や、長年日本に暮らしながらも日本語の学習の機会が乏しいがゆえに日本語が不十分な外国人も多く、政策の不在が大きな影を落としている。

さらに、日本が人材獲得先として期待する東南アジアでは、経済成長のかたわら高齢化も進んでいる。また、様々な問題が指摘されている外国人技能実習制度により日本の悪評が広がっている。こうした国外の状況を踏まえると、海外の優れた人材に日本を選んでもらうためには、競争力のある制度の構築が必要となる。同時に、外国人の受け入れによる日本の将来への疑問に答える議論も必要だろう。

以上の認識のもと、円卓会議では、外国人受け入れによる日本のビジョンと、そのビジョンを支える法体制について議論を行い、「外国人と創る日本の未来ビジョン」(以下、「ビジョン」と「在留外国人基本法要綱案」(以下、「基本法」として取りまとめた。以下では、両提言の主な内容を紹介したい。なお、両提言は、2019年3月25日に山下貴司法務大臣に提出した。

まず、「ビジョン」では、政策不在により発生、複雑化した在留外国人をめぐる様々な課題をしっかりと把握、分析し、将来に課題を残さないよう包括的な対応をとることが重要との認識を示した。その対応として、一部の先進的な自治体やNPO等の民間団体のもつ多文化共生の知見や実績の共有、健全な移住者コミュニティの育成と地域社会からの支援、総合施策を推進する「外国人庁」(仮称)の設置、政府と企業の協力による労働環境の整備などを述べた。

また、在留外国人の日本社会での位置づ

けを明確にする「在留外国人等基本法」の制定と、積極的に異文化を受け入れ、文化・社会のイノベーションにつなげてきた歴史を再認識した将来に向けての幅広い国民的議論が必要との認識を明示した。

一方、「基本法」は「ビジョン」に示した現状認識と将来に向けての考えを立法による制度構築として具体化したものである。

「基本法」では、法の目的として、外国人を日本社会の一員として位置づけ、対等な社会参加により共生社会を実現し、活力ある社会を構築すること、そしてその実現のために国、地方公共団体、事業主、日本国民及び在留外国人等の責務を明確化することをあげた。また、基本理念では、在留外国人が社会の発展のために力を発揮できるよう基盤整備を行うことや、日本での生活、学習、就労など個人のライフステージに即した取組み、さらに文化的・言語的アイデンティティに対する配慮と人権保障、差別禁止に努めることを明示した。

一方、国と地方公共団体の責務では、在留外国人に関する総合的な施策の策定、基本法の基本理念に沿った他の法令の制定及び改正、国による財源確保、国と都道府県による市町村への支援を述べた。なお、政府が策定する基本方針及び計画には、成果指標による進捗管理、実施状況の報告を求めている。事業者の責務としては、政府に協力し、外国人の職業能力を有効活用し向上させるための労働環境の整備と適正な教育訓練等を行なうこととした。日本国民と在留外国人の責務として、日本国民には外国人を社会の構成員として受け入れ、協力、共生の推進を図ること

を、在留外国人には日本社会の一員として日本国民と協同、連帯し安全で安心な地域社会の維持に寄与し、共生社会の実現に向けて積極的に社会参画することを求めている。

さらに、多様性の尊重と共生社会の実現に向けた多文化共生週間の設定等の啓発活動と教育機関による教育実践、在留外国

人等に関する情報の収集、調査・統計の実施を求めている。

以上のような内容を盛り込んだ円卓会議としての提言が、外国人の受入れと、就労、生活及び社会参画をめぐる国民的な議論へ広がることを期待したい。



■ PART 2

パネルディスカッション！ 「企業は外国人受入れと定着にどう取り組むか？」



見えない課題を見据えて

実: これまで外国人の問題は、留学生、技能実習生という形で働く人が増えているという現実と政策の乖離が指摘されてきた。今回の入管法改正は、その乖離を埋めるべく、政府が動き出したといえる。



ただし、新しい在留資格を作るだけでなく、一緒に生きる仲間として受け入れる体制を作ることが非常に重要であり、それができないまま動き出すと、日本に来る外国人には不満、不信が、日本人には不安が生じるかもしれない。同時に、外国人が働く場所となる日本の企業が、外国人が活躍できる場を作ることも非常に重要となる。

そこでまず、企業は外国人受入れと定着にどう取り組むべきかという問いについての問題意識を伺いたい。

イシ: 一つ目の論点はここでいう「企業」が誰を指しているのかである。多くの方は中小規

模の企業を思い浮かべられるだろうが、日系ブラジル人の視点からみれば、人材派遣業者こそが雇用主である。また見逃されがちなのが、メイド・イン・ジャパンを代表する製造業等の大企業である。大企業は外国人労働者によって利益を得ながらも、その責任がほとんど問われてこなかった。こうした外国人を巡る雇用システムの構造的な問題、中でも、不可視な雇用主のCSRを問い直すことが必要だろう。

二つ目は、日本の労働市場、とりわけホワイトカラー労働市場が求める最低限の日本語レベルが高すぎて、外国出身の労働者の就労・転職先が限定されることだ。例えば、ブラジル出身移民者のリーマンショックの時の雇用危機をみると、日本だけが悲劇になっていた。アメリカ、ヨーロッパでは、いわゆるブローカーな英語でもより多様な職種、業界に再就職しサバイバルできたが、日本ではそれが叶わなかった。

三つ目は、多言語対応における翻訳・通訳の質の問題である。2008年のリーマンショック後に日系人を対象に実施された帰国支援事業に基づいて帰国した人を対象に調査をしたら、行政の説明において不正確な翻訳・通訳が行われていた。誤った認識と不十分な情報をもとに、個人そして家族全体の将来を左右する決定的な決断をすることになってはいけないうらう。

「人の移動」を巡る視点の転換を

杉崎: まず、基本的な捉え方として、日本が高度の外国人材を受け入れようとするのであれば、「選ぶ日本」ではなく「選ばれる日本」とな



るべきで、そのための環境整備をどうやっていくかが問われる。

有能な外国人、高度な外国人材は、成長する地域で働きたいと思うだろう。日本は、安全・安心な生活環境に、高い文化の質を有するが、周辺のアジア諸国に比べれば成長性が高いとは言えない。また、高度な外国人材は、自分のもつスキルを活かせるか、スキルを活かしてステップアップできるポストがあるか等、仕事の内容に拘りつつ時間との戦いとしてキャリアを捉える。

こうした人材が日本の企業で活かされるためには、多様な価値観、働き方を取り入れていく必要がある。例えば、現在私がいる会社では、東京にもたくさんの外国人材がいて、世界的にも色んな国籍の人が働いているが、その評価や、昇進、報酬の体系はグローバルに統一されているので、日本人だから、外国人だからということは全く問題にならない。

そのような環境をどうやって日本の企業が作っていくのかとともに、外国人が日本での暮らしの中で感じる戸惑いを各論的に捉えていくことが必要だろう。

杉村: 企業に学生を送り出す立場から二つ論点を提起したい。

留学生の受け入れ、高度人材の受け入れ

には大きな変化があり、アジア諸国では20年余前から高等教育における学生のモビリティを睨み、自国に惹き付けるための取り組みを展開してきた経緯がある。

例えば、かつては多くの留学生を送り出していたマレーシアでは、政府が英語のプログラム等いわゆるトランスナショナルプログラムの導入などの高等教育の国際化を奨励した結果、アフリカや中東からも人材が流入するようになってきている。留学生の送出国であるベトナムも人材の獲得、高度な人材の還流という、かつての頭脳流出とは違った考え方で人材の獲得に乗り出している。

さらに、そのような学生、人材は必ずしも二国間を動いているわけではない。より自分の能力を活かして働きやすい、より活躍できる場所を目指して移動しているなか、日本が高等教育の潮流のなかでどのような位置づけをもつべきかが一つ目の論点である。

二つ目は、世界で進んでいる持続可能な開発目標(以下、SDGs)とも関係するが、「機会の平等」だけでなく「結果の平等」まで考える、いわゆる平等と公正性の問題である。機会を与えるだけで人々の学び、暮らしが安心、安全なものになるわけではない。違う文化、背景を持った人々に、より良い暮らしと学びを保障して行くには、「結果の平等」まで含めて相手の多様性にどう対応していくかという複雑な問題がある。

「働き手」を受け入れる仕組みを考えるには

成川: 外国人を雇用する企業の立場から論



点を提示したい。

企業は、日本社会が外国人の労働なしには成り立っていない現状とあわせて、受け入れ国としての優位性を冷静に判断し、外国人材を戦略的に受け入れる体質の整備を行なうべきであろう。

まず、外国人が安価な労働力として使われてきた現実を正していくうえで、例えば、優良な企業のみが外国人を受け入れられるといった企業の許可制等も考えられよう。つまり、外国人材の確保に伴うしかるべきコストは企業経営者の責務としてとらえ、受け入れ企業はコンプライアンスの徹底はもちろん、外国人材が定着できるよう能力やスキル向上のための投資を行う必要がある。同時に、自治体と連携して生活環境の整備にも取り組んでいくべきだろう。

人口減少社会の日本が、世界とともに発展するオープンな国を実現するには、日本の企業がグローバルな要素を取り入れ、企業の発展の要となる高度人材を受け入れる必要がある。しかし、その受入れは進んでおらず、日本は外国人にとって魅力のある国調査で下位に低迷している。つまり、高度人材だけをよい所取りすることはできず、外国人全体をいかに受け入れて、いかに共生していくかという基盤があつてこそ、はじめて高度人材も受け

入れることができる。

最後に、戦後帰ることを前提に外国人をゲストとして受け入れたドイツでは、時間の経過とともに定住する人も増え、受け入れに伴う諸問題が浮上した。ドイツから得られる教訓とは、経済政策の観点のみで外国人政策を利用しようとしても、前提となった経済問題が忘れ去られた後も、政策の影響が外国人当事者、社会に存在し続けるということではないだろうか。

舟久保: 日本経済を支えるものづくり企業の人手不足による影響という観点から、高度人材、低熟練労働とその間の「中間人材」をどう捉えるべきかを考える必要がある。



1990年のバブル前後からものづくりを支える「中間人材」の確保が難しくなり、ものづくりの人材をどうやって受け入れ、育てればよいかを考えているなかで、1992年から外国人研修生を受け入れることとなった。当時は、受け入れた外国人研修生が帰国後、社員3,000人の会社の副社長になる等、日本で働き学んだことがよい結果につながっていた。しかし、今は送出し機関と受入れ機関が外国人技能実習生を商品扱いし、労働者として安ければよいという考え方でやっているように見える。日本人がいなければ外国人がどうして

も必要であるが、その場合、安く使えるからではなく、日本に来たら日本人と同じように扱うことが前提となるべきだろう。

一方、今の外国人技能実習制度では在留期間が最大5年に拡大されたが、5年で帰国、再入国不可という一過性が前提なので、外国人に会社の幹部になってもらうといった長期的な計画が立てられないゆえに、2012年に20年間やってきた外国人研修生・技能実習生の受け入れをやめた。今の制度では「中間人材」の受け入れは難しいと思っている。

断片的な対応を超えて

実: 皆さんの問題提起からは、日本に来てくれるだろうというのを前提にはいけないという共通認識が窺えた。まずは、イシさんに言葉の問題について付け加えたいことがあればお願いしたい。

イシ: 2020年の東京オリンピックを前にして、どうやって短期で来る外国人をウェルカムするかに追われているが、既に日本に暮している外国人の抱える言葉の壁にきちんと対応していれば、よりスムーズに迎え入れることができただろう。すなわち、英語以外の多言語の人材を育てるという発想が必要なのだ。

もう一つ、新設された「特定技能1号」にせよ、日系4世にせよ、家族帯同を認めていない。しかし、家族帯同は人道的側面だけでなく、家族と暮らすことによって、その労働者が精神的に安定し、生産性の向上にもつながるという観点から、結果的に受入れ側にも利点

があることを強調したい。

実:成川さんは、いわば優良な企業だけが受け入れられるようにとの考えを話されたが、それは今の仕組みの危険性を指摘したことだと思うが、どうか。

成川:受け入れ企業の許可制は一つの例示であるが、外国人労働者の受入れに関しては、送出し国との二国間協定の締結、政府または政府がある程度コントロールした機関による送出しと受け入れなど一定の政府の関与とコントロールが必要と考える。

実:杉崎さんは外資系の企業における雇用体制について言及したが、日本の企業が外国人を活用するとなれば、ある意味そうならざるを得ない側面があると思うが、どうか。

杉崎:そうだと思う。日本の労働市場が、人材が動けるようなマーケットを作る、つまり、働き手のニーズと企業のニーズをマッチさせる場を作らない限りは、外国人の高度人材であれ、日本人の高度人材であれ、生産性をあげることができないだろう。

一方、現状では高度人材の配偶者が働くこにもビザの壁で働きにくかったり、家族全員で来るのが難しかったりするの、今より柔軟な入国管理制度も必要だと思う。さらに、子供に対して、言葉が話せないから受け入れにくいのではなく、公立学校での教育の機会をもっと充実させるといったインフラを作っていく必要があると思う。

人を育てる、人が働くということは

実:今教育の話が出たが、杉村さんに「結果の平等」について少し説明いただきたい。

杉村:SDGsでは教育と関連して、インクルーシブ、エクイティという言葉が出てくる。これらは、人の国際移動が進む中、これまでの自国民向けの社会インフラ整備だけでなく、国籍を超えて多文化背景をもった人も包摂した社会を築いていくという観点から、「結果の平等」を考慮するというメッセージと捉えられよう。



日本の学校では、外国人の子どもを決して受け入れていないわけではないが、義務教育とはしておらず、来る者は拒まないという現状がある。そこでは、日本語による教育という言葉の問題だけでなく、文化的差異がある中、何をどう学ばせるかという教育内容における課題もある。単に教育の機会を与えるのではなく、学んだものが学習者にとってどのような意味をもつのかを考える必要がある。

最近の日本人の学生、留学生の動きを見ると、エンプロイアビリティ、つまり自分にとってどこが一番働きやすい、自分を活かすことができる職場なのかを重視していると思うので、こうした観点も考えていく必要があるの

ではないだろうか。

実:外国人を低賃金労働者として使いたいという企業が多ければ、仕組みを変えたところどうまいかないだろうし、景気変動に伴う外国人の雇用の不安定さを巡る問題が顕在化する可能性もある。こうした状況を踏まえて、どのような仕組みが求められるのかを舟久保さんに伺いたい。

舟久保:ものづくりの技能継承という観点からは、10,15,20年というベテランが必要である。外国人にも会社の主たる技術者になってもらう、会社の重鎮になってもらうとの期待があり、家族帯同も当然のことで、帰ることを考えないで日本で働いてもらえるように、人材として育てていくことだと思う。ものづくりは流動性ではなく、一つの会社で技量を磨くことが必要で、その意味で高度人材とは異なるところがある。

イシ:今日のキーワードの一つが、日本人と同等の報酬や待遇を保障するとのことだったが、これは非常にトリッキーな側面がある。ここで語られる同等の報酬と待遇は、多くの場合非正規労働者なのだ。そこから脱却するためにも、結局のところ、日本人、外国人問わず、



正規雇用へのキャリアパスを全体的にサポートできるかに尽きるのではないか。

社会として人を受け入れることは

フロアーからの質問:他国の移民受け入れをみると、利益を受ける層とそうではない層があり、そのギャップが不寛容さにつながるという話があるが、日本としてそういうギャップをどう埋めていくべきか。

成川:日本だけが不寛容なわけではない。長く暮らしたドイツも多くの移民を受け入れながら、不寛容な部分もある社会だと思う。ただし、日本は、ダイバーシティということに対する認識が国民の中に少ないし、同じ考え方、行動をすることを求める教育をしてきたと思う。日本も多様性を受け入れていくことが必要で、企業はそのようなことがないと世界の中で闘って生き残ることが今後できないだろう。

イシ:積極的な意識啓発キャンペーンが必要ではないか。かつてのサッカーワールドカップを機に「No to Racism」といった意識啓発が活用されたように、東京オリンピックは絶好の機会であろう。また、マスメディアにおける報道の質の問題、つまり外国人が増えると単に悩みの種と問題が増えるという報道とバランスをとるべく、ポジティブな影響も意識的に増やしていくことで不寛容な層の意識改善につながるのではないか。

実:本セクションで多様な意見、論点が提示されたが、基本的には、企業が外国人の受入

れをどうするかは、日本人も含む働き方、処遇の仕方もどう変えていくかとセットで考えていかなければいけないということだったと思う。また、日本語、教育等における企業のサポートも、また重要な指摘だったと感じた。

受け入れの仕組みを巡る議論として、「特定技能1号」の在留期間と家族帯同の制限

の是非とあわせて、その仕組みによって日本に来たい人が減る、やりがいを持って働けない可能性が高まるのではないかといった問題もあるだろう。今日提示された多様な論点、意見が今後の議論において大いに参考になると思う。

パネルディスカッション II 「地域社会は外国人受入れと定着にどう取り組むか？」



「人口減」という現実の直視

大野: 入管法の改正でこれまで以上に外国人を受け入れる国になったが、日本では、外国人、移民の受入れを論じる時、「受け入れるべきかどうか」という議論になりがちだ。



しかし、広島県、京都府の人口に匹敵する270万人の在留外国人、増えつつある社会移民2世代、社会そのものがやせ細る人口減

少社会としての日本、といった現実を考えると、外国人の受入れについての問いの立て方は、受け入れるべきかという「to do or not to do」ではなく、どうやって受け入れるのが望ましいか「how to do」ではないだろうか。

つまり、日本という社会、地域のメンバーとしてどう受け入れていくのが一番よいのかを考えなければならない段階にいるという意味で、入管法改正はゴールではなくスタートだろう。そこでまず、入管法改正をスタートと考えた場合、これまでの外国人の受入れ、定着を巡る問題を踏まえて、国はこれからどのような政策を打ち出していくべきかについて意見を伺いたい。

井手: これまでUターン、Iターンといった人



材流動や、地方創生の取組みが行われてきたが、東京への人口流入は止まっていない。こうした現状に対して、生活者、住民のなかに外国人が入ってこないと地方は消滅してしまうという危機感から、外国人を日本に受け入れるなかで、地方への誘導策をどうするかについて問題提起したい。

今回の入管法改正は、一次的にはすべて企業の努力で外国から人材を誘致することになっている。しかし、東京圏とローカルな地域との間に賃金格差がある中、地方の企業がリクルートして、教育して受け入れた外国人が労働条件のよい都市に移動することもある。

つまり、地方では企業の努力だけで外国人材を呼び込み、定着させることはできない。大都市に比べて条件が不利な地域については、企業を超えて地域社会のコミュニティを含む自治体と一緒に受け入れ、また国がサポートをし、外国人がその地域に定着し、住み続けたいと思うような仕組みを作るべきではないだろうか。

小川:日本は、現状のまま進むと2065年には人口が8,800万人になる。この人口動態の変化を大前提として、現在、近未来を論じ、各論に取り組むべきだろう。

今回の「特定技能1号」の家族帯同の問題は、外国人労働者受け入れを巡って必ず出てくるが、第1セッションで舟久保さん、イシさんが指摘した通り、人道的観点だけでなく、労働の質に関わる問題でもある。むしろ、家族と一緒に来てもらわないと困るのではないだろうか。5年間の期限付きで単なる労働力として働いてもらってよいのだろうか。

なぜなら、今より約4,000万の人口が減るということは、30%の人口が減ることを意味するが、今のペースで進むとGDPも150兆円減ることになる。GDPの18%が税金であることを踏まえると、税収も30兆円が自動的に消えることになる。政府はプライマリーバランスや、長期的な財政構造の話をしているが、その根幹となる問題に目をちゃんと向ける必要がある。それによって問題が明確となり、それに基づいた議論からよい知恵も出てこよう。今日はそういった意味で出発点であればよいのではないかと思っている。

外国人を社会の「真の構成員」として受入れるには

清水:群馬県太田市は、自動車産業が多い地域としてもものづくりでは全国で11位であり、小さな町ながらも大きな力を発揮している。これは外国人によるもので、メイド・イン・ジャパンといいながら、現場の労働者の多くは外国人である。

太田市では、日本の財産として子どもの教育とそのため環境作りが一番重要と考えて取り組んできた。実際、ニューカマーといわれる外国人が家族と来た時、ブラジルに行って

日本語のできる教員を採用したこともある。そうした取組みの結果、子供の頑張りもあり、外国人生徒の高校進学者は普通高校54%、公立のフレックス制高校や工業高校等19%、私立高校20%となっている。

これからは大学進学が課題となろう。第1セッションで、日本人と同じような外国人であるべきとの議論があったが、太田市としても、日本人と同様に外国人を育てることが自治体の使命だと思っている。ただし、これまでのように自治体に任せるのではなく、今後は国とタイアップして、弁護士になりたい子は弁護士にさせる、学校の先生になりたい子は先生にさせることが、受け入れた側の義務ではないかと思う。

鈴木: 移民・外国人政策には、国境通過にかかわる移動局面と、国境通過後の居住局面の政策があるが、日本には後者を規定する包括的な法律がない中、円卓会議が基本法制定を求めることは大切だと思う。



基本法を基盤としたうえで、日本語を母語にし、日本で生まれ育った国民を前提に作られてきた制度を、構成員の変化に応じて見直していく、ハードの問題を解決していく必要がある。

例えば、外国籍の子どもの不就学の問題

は、日本で生きるすべての子どもに教育の権利を制度的に保障しない限り、現場がそのつけを払わざるをえない。地方参政権についても地域社会に暮らす国籍の異なる人たちの声を政治に反映していく制度を整備しないと、社会は変わっていかないだろう。

一方、差別等のソフトの問題も根強い。オールドカマーの時代から続く差別を実質的に解消するには、差別禁止の法制度を整備していく必要がある。また、第一セッションでも提起された「結果の平等」という観点から、異なる言葉、文化、習慣を持つがゆえに、学校教育や雇用等で不利な状況におかれやすい外国人の状況を統計的に把握したうえで、積極的に差別是正措置(アフーマティブアクション/ポジティブアクション)を導入していくべきだろう。それによってはじめて対等な立場で社会に参加することが可能になるのではないか。

田中: 政策不在の30年間、ここにいる外国人、外国人の子どもの存在自体が見えない状況が続いた。それゆえ、外国人の子どもの教育、生活者としての外国人に対する支援がボランティア頼り、学校の先生や自治体への丸投げとなり、自治体の間に支援の質や、量における格差が広がってきた。しかし、外国人が住んでいない自治体がもはや数少ない中で、出来るところがやればよいといった従来のやり方はもう通用せず、国が責任をもってイニシアティブをとる形で自治体間の格差是正を進めていくべきだろう。

その第一歩として、外国人の子どもの義務教育化も視野に入れた教育機会の保障まで

踏み込んで対策を考えていく必要がある。同時に、教育と就労の外側にいる外国人生活者にも目を向け、ドイツや韓国のように、来日直後に質が担保された日本語教育機会を公的に保障していくことも重要だ。

一方、生活者の外国人が直面する壁は、外見やバックグラウンド等言葉だけでは解決できないものが多い。外国人を日本社会に統合していくプロセスを支えるだけでなく、受け入れ側のともに生きていく共生意識を育む多様性の教育、啓発を超えた教育を求めたい。

地域の取り組みを支える仕組みとは

大野:パネリストから外国人を社会にどうやってメンバーとして受け入れていくかを軸にそれぞれの論点を述べていただいたが、その中でも教育の重要性が多く指摘された。まず、他の地域でも外国人が増えていくとすれば、多くの経験を積んできた自治体として、国がやるべきことは何かについて、清水市長に意見を伺いたい。

清水:自治体は、企業や地域から収益、つまり税金をいただいているから全力尽くしてお返しすべきであるが、外国人も当然その対象なので、企業は賃金で、自治体は教育でお返しする形を作っていくことが重要だと思う。例えば、現在太田市では、外国から来た子供が母国語を忘れないよう、母語を大事にしながら日本語でも考えることができるような教育のあり方にチャレンジしようと考えている。これまでの国の考え方とは違うが、国が財政的支援も含め協力してくれれば、共生も進むので

はないかと考えている。

大野:鈴木さんから日本に暮らす人々を日本のコミュニティの中に入れていくためのハードの整備についての指摘があったが、円卓会議の議論の中でも、総合的な役割を担う省庁が必要との提案が多くあった。まず、井手さんに地域という観点から国の関わり方はどうあるべきかについて伺いたい。

井手:九州でも行政、民間、大学が参加するワーキング・グループを立ち上げ、議論を進めているが、そこでも自治体の国際交流課だけでは対応できないとの話が出ている。就労は国際交流とは違う側面があるなど、本来であれば、自治体の中に多文化共生にかかわるワンストップの窓口があるべきだろう。さらに、多文化共生を司るセクションが国の中にあつて、そこが基礎自治体にも対応できるように仕組みが必要ではないかと思う。



大野:小川さんは、この問題の根幹には人口動態危機があり、そこに目を瞑ったままではどうしようもないと指摘したが、国がどういう姿勢で取り組んでいくべきかについて、もう少し伺いたい。

小川:外国人の受入れについては、国のグランド・デザインに関わるものなので、目先のオペレーションに追い回されるのではなく、長期的な視点ときちんとした理念のもと、政策を立案し、回していくことが必要だろう。その意味で「外国人庁」のような組織を設けるべきだと思う。

例えば、留学生の受け入れは、体制が作られている東京、大阪等が有利な状況にあるが、過疎化が進み、労働力不足が顕在化している地域は地方に多い。こうした現実から、地域での留学生受け入れを進めるうえで、個別の経験を集約し予算をつけていく構想があつてよいだろう。言い換えれば、「外国人庁」を作ることによって、外国人の教育問題が大きな割合で考えられるようになり、全体の構想が動くようになるといえよう。

求められる地域の取組みの「格差」の是正

大野:今の話を受けて、教育に焦点を当てて話をした鈴木さんと田中さんにも意見を伺いたい。

田中:現場から見ると、自治体、学校、ボランティア、団体いずれも、できる所とできない所の差があまりにも大きく、そこに振り回される子どもがいる現状は早々に解決すべきだろう。また、定住、長期滞在可能な家族呼び寄せの場合は、教育を就労、自立などその先のライフステージと関連付けて考えていく必要がある、今の行政の縦割りと格差を越えていくためにも、外国人庁のような存在が必要に



なってくると思う。先日訪問した韓国の自治体からも各省庁による縦割りの弊害についての指摘があり、統合的政策を担当する機関の重要性を改めて実感した。

鈴木:自治体の格差については、一まだ公表されていないが一、政令指定都市と東京23区の日本語教育についての調査の結果をみると、日本語指導が必要な児童生徒を対象とした日本語指導の上限時間では、最低25時間から300時間弱までと自治体による差が大きい。また、日本語指導員の要件についても、教員免許が必要、特に問わないなど、自治体によって様々だ。

どこの自治体で暮らすかによって、支援に大きな差があるという現実があり、子どもの日本での第一歩が違えば、大人になった時に当然格差が出てくる。この点について国が責任を負わなければ、自治体の自助努力だけでは難しいだろう。

多文化社会の実現に向けて必要な発想は

大野:太田市に来られたのでラッキーではなく、どこでもラッキーということでしょうか。今までは国の体制、責務について話してきた

が、多文化共生とは国がやれば済むという問題ではない。ここで企業、自治体、NPO、市民社会という立場から、多文化社会にどういうイメージを描き、どうい姿勢で取り組んでいくべきかについて伺いたい。

井手:すぐに広げられる取り組みは何かと考えた時に、九州の西日本新聞が新聞記事をやさしい日本語に置き換えて発信しているように、第一次的に「やさしい日本語」という概念を普及させていくことがありうるだろう。

一方、新たな「特定技能」制度では登録支援機関の役割、またそのマネジメント能力が問われるので、その役割がきちんと果たせるように、一定の評価軸をオープンにしていくことも考えるべきだろう。同時に、冒頭で提起した外国人材の地方への誘致と定着という観点から、登録支援機関ではなく、多文化をコーディネートする、多文化共生の中間支援のプラットフォームを整備し、そこが、地域に来た外国人がその地域に住み続けたいと思えるきっかけになる機能を果たすことも考える。

小川:キーワードは「来て欲しいわが町、わが地域、わが国」だと思う。暮らすという観点を含め「来て欲しい」という観点に立てどうすれば来てくれるか真剣に考えれば、よい生活環境とあわせてよい職場が必要という結論に至るはずだ。家族が安心して暮らせる地域として、また家族で暮らすだけの収入をもたらす技能が身につく職場として、その魅力が世界に伝われば、大きなムーブメントを起こせるのではないかと思う。

また、高度人材の受け入れで指摘されたよ

うに待遇の問題は非常に重要であり、そういう意味で「等しい待遇」がポイントではない。世界から見て魅力のある地域、国になるには、「チャレンジができる国」ということが重要。技能を身に付けられる、高い給料が得られる、さらに国に帰ってもよい仕事が見つかるといった単純明快な図式が、国、地域、日本企業にとってのコンセプトとして大事だと思う。

清水:外国人は出稼ぎ型、定住型があるだろうが、後者は、日本社会に定住する存在として、私達が戦力にしていかなければならない人々である。自治体のやるべきことは、日本で住んだ方がよい、日本で生活してたまに母国に帰るぐらいがよいと思う定住型の外国人に対して全力投球で真剣に対応していくことだろう。その時に一番大事なのが教育だ。日本人と同様に高度な教育も身に付けられるように子供を育成するというのが、自治体の大きな仕事なのではないだろうか。ある意味、工場、農村でワーカーとして働く人々に対しては企業が責任をもってやる、定住してくれる人には自治体、そして国も規制するのではなく同じ気持ちでやっていくことが必要だと思う。



鈴木:結局意識だと思う。つまり、学校教育における多文化教育、ホスト社会に対する意識

付け、企業のCSRといった活動を進めつつ、私達が意識を変えていくことが大切だ。意識を変えていく重要な動機付けとして、かつては「外国人問題」と語られたのが、ようやく「担い手、貢献」という言葉で語られるようになったことだ。ただし、それが行き過ぎると、経済的な有用性のみで人が測られ、間違った方向に進む危険性もあるので、経済的側面だけでなく、様々な豊かさから人を見ていく必要があるだろう。

出稼ぎで来た人も私達が温かい気持ちで迎え入れれば、こんなよい国なら、地域なら、ここで根をおろしたいと思ってくれるかもしれない。地域社会が新たに人をどう迎え入れるか、それこそが地域の人口問題の解決にもつながるのではないか。

田中: 外国人が日本社会の一員として暮らすことは、人生のあらゆるステージを外国人であろうが、日本人であろうが共有していくこと

を意味する。特別な対応、合理的な配慮とともに、我々が当たり前利用する公的、社会的資源をアップデートして、外国人にも平等な選択、機会として共有できるような資源にしていくことが大事だと思う。

また、外国人が日本で何世代も重ねていくにあたって、いつまでも外国人であるのかも考える必要があるだろう。その時に、違いを尊重するとともに、同級生、ママ友のように外国人と日本人以外のカテゴリーの出会いを増やしていくことが鍵になるのではないか。さらに、共生社会が具体的にどんなものか、メディアも含め夢と希望にあふれる未来へのビジョンを全員で描く機会を作っていけたらと思う。

大野: 「労働力が欲しいと思っていたらやってきたのは人間だった」という移民受け入れについてのスイス作家の言葉がある。今日のディスカッションを聞きながら、日本が求めているのは人間なのだとさえ思うようになった。

■ おわりに (閉会挨拶)

國松 孝次

(一財)未来を創る財団会長



本日は外国人材の受入れに関する公開シンポジウムを開催したところ、大勢の皆さんにご来場いただいた。また、パネリストの皆さんには大変活発な議論をいただいた。

基本法に向けての提言とパネリストの活発な議論から我々が取り組むべき具体的な課題が見えてきたように思う。

先般の入管法の改正に関しては、国会審議の過程でも中身がわからない、ファジーだという話が多くあった。しかし、先般の改正法の国会審議を通じて外国人受入れの問題が、日本の基本的な政策の一つであるとの認識がずいぶん高まったし、また議論しなければならぬという雰囲気も大いに盛り上がったことは、これまでではじめてのことだし、大変意義あることだった。

今日の話の中で、先進的な地方自治体、

NPOの活動がある一方、国と全体としての関与が少なかったがゆえにばらつきがあるとの指摘があった。また、政府も総合的な対応策を発表したが、『やさしい日本語』という考え方や、母国語の重要性等、一部の先進的な自治体やNPOでは、既に長期的なビジョンに基づいて取り組みの進んでいる重要な課題が、まだ政府の対応策のなかに入ってきていない。そういった先進的な意見、政策を全国的に取り組んでいけるようなプラットフォーム作り、そのための情報共有も課題として見えてきた。

ある意味勝負はこれからである。今後とも、円卓会議としても努力していくつもりだが、皆様からのご支援、ご協力をお願いすることで閉会の挨拶とさせていただきます。

■外国人材の受入れに関する円卓会議

提言趣旨

2018年12月、国会で出入国管理法の改正案が可決された。この結果、2019年4月から新たな在留資格「特定技能」による外国人の日本での就労が開始される。この改正は従来、技能実習生や留学生のアルバイトに依存しがちであったブルカラーの分野で初めて就労を目的とする外国人を受入れる点において画期的なことといえる。

また政府は、12月25日に「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策」を発表した。これは従来、自治体、NPOなどに依存してきた在留外国人に対する支援に対して、政府として本格的に関与する姿勢を示したものであり大いに期待したい。

その一方、日本の人口減少は、今後ますます加速化しつつ半永久的に継続すると想定されていることを考えると、高齢化の進捗の下での人口減少は日本社会に大きな打撃を与え、近い将来、地域社会の持続可能性さえも危ぶまれる事態となりかねない。

そうであれば外国人の受入れは単なる人材不足の解消に留まらず、継続的な受入れの議論が不可欠であろう。外国人の継続的な受入れが日本の将来のあり方に重大な影響を及ぼす可能性があることを理解した上で、外国人の受け入れを未来に向けてのビジョンと明確に結びつけるような議論を行なう必要がある。

また、日本の周辺のアジア諸国を見ると、経済発展が進む中で、高齢化も進展しており、今後、アジアにおける人材獲得競争が激化する可能性が高い。多様な才能・能力をもつ外国人材の受入れのためには、日本は国際的に競争力のある外国人受入れ制度を構築していく必要がある。日本として外国人の受入れについてのビジョンを明確に示すことは、安心して外国人が日本で働き、生活できることに繋がり、日本が選ばれる国になる意味においても重要である。

こうした認識の下、円卓会議では国内における外国人受入れに関する議論の一層の活発化を願って、外国人受入れに向けてのビジョンを示すとともに、外国人の統合政策を進める上で基本となる「在留外国人基本法」の要綱案を提言するものである。

外国人の受入れに当たっては、今後、どのような考え方で、どのような外国人を、どのように受入れるべきかについての本格的な議論が不可欠であることを踏まえつつ、本提案では緊急性が高く政策が未整備である外国人の受入れ後の社会統合・包摂への対応に重点をおいて提案を行なうものである。

*本提言は、円卓会議にて議論された内容およびメンバーの意見を踏まえて事務局で原案を作り、その原案についてメンバーに意見を求め、それを基に事務局及び共同座長が検討の上、取りまとめたものである。

「外国人とともに創る日本の未来ビジョン」

今後、日本として外国人を受入れていくに当たり、その基本的な方針及び将来に向けての考えを以下の通りまとめる。

1. 現状の課題

日本は長らく外国人受入れに対して消極的であったことにより、他の先進国と比べて受入れ態勢は大きく遅れている。以下は現状認識である。

(1) 政策不在の課題の認識

日本では過去30年の間に在留外国人の数は2.6倍に増え、その国籍も多様化した。リーマンショック時を除いて、在留外国人の数は増え続け、平成元年には98万人に過ぎなかった在留外国人の数は平成29年末には256万人へと増加した。しかし、この間、在留外国人の存在は政府にとって管理の対象ではあるものの、在留外国人の日本語教育、職業訓練、子弟の学校教育など社会統合の面での政策はほとんど省みられることはなかった。

過去30年の間に政府の十分な教育保証のない中で育った外国児童・生徒はすでに成人し、結婚し家族を持ち、その子どもが日本で育ち始めている。ヨーロッパにおいて移民問題が深刻化した要因の一つは、移民の高い貧困率と低い学習達成度といわれており、その意味で政府が平成の間に発生、複雑化した在留外国人のさまざまな課題をしっかりと把握、分析し、将来に課題を残さないよう包括的な対応をとることが極めて重要である。さらに将来的には、省庁横断的な外国人庁(仮称)を創設し、総合施策を推進する体制の構築も検討する必要があるだろう。

(2) 地域社会の取組みを支える基盤の強化

一方、地域社会においては政府の政策不在の間、一部の先進的な自治体においては多文化共生事業が進められ、多くの経験や事業の実績を積んできた。また、長年の受入れ経験を持つ自治体とともに現場で活躍してきたNPO等民間団体の知見も極めて有益である。こうした地方自治体やNPO等民間団体の経験は今後、全国の自治体と共有されるべきであり、将来を見据えて全国的な受入れ態勢となるスタンダードを作るべきである。政府はこうした先進的な自治体やNPO等民間団体に対し、財政的支援を抜本的に拡充して、それらの団体がその経験や特性にあわせて一定の自由度を保ちながら、相互の協働を促進することができるよう、格段の配慮をする必要がある。また健全な外国人コミュニティの育成も必要であり、そのための地域社会からの支援も欠かせない。

(3) 労働を支える取組みの基盤構築

外国人が安心して日本で生活するためには、多文化共生事業の充実とともに、彼らの労働環境が日本人と同等であることが不可欠である。従来、外国人に対して日本人と同等の活躍の機会を整備してきた企業もあるものの、外国人技能実習制度では外国人実習生を「一時的な安価な労働力」と見なした企業がその安価な労働力に依存する経済活動を行なってきた。また労働基準法違反や人権侵害等の事例も頻発し、その結果、日本に失望して帰国する外国人も多く、海外での日本の評価を下げる結果となった。しかし、今回、政府により「特定技能」が新設された以上、外国人に日本人と同等の待遇の保証が確保されるとともに、技能実習制度は本来の目的である国際貢献であることを徹底するか、あるいは将来的には廃止を検討すべきである。

一方、高度専門分野、非熟練分野を問わず日本語学習や職業訓練などの政府の制度面の充実とともに、企業は外国人の雇用のあり方について再検討を行なうことが必要であろう。外国人がその能力をフルに発揮して日本で活躍できるよう政府と企業は協力して労働環境の基盤整備に取り組むとともに、外国人に対して待遇面のみならず日本人と同等の人材育成や昇進の機会の提供など公平性を図り、起業に意欲を持つ外国人に対しては起業支援の一層の促進を行う必要がある。

2. 「在留外国人基本法制定」の必要性

日本にとって外国人の受入れは不可避であるが、多様な人々の流入によって不必要な緊張や摩擦が生じることを回避する必要がある。一方、多くの外国人が日本社会に定住し、新たな構成員となることで、単なる労働力だけではなく、新たな経験、ネットワーク、価値観をもたらし、少子高齢化と人口減少がもたらす日本社会の持続可能性の危機を最小限に留めることができる可能性がある。その実現のためには外国人の受入れを戦略的かつ計画的に進めるとともに、日本社会における環境整備も同時に進めていかなければならない。

政府による出入国管理法の改正と「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策」をさらに促進し、外国人の受入れ政策をより前進させる必要があるが、そのためには、将来にわたる在留外国人等の日本社会での位置づけを明示する「在留外国人基本法」が必要である。

また、今後、日本人と外国人が共生していく社会を構築するために、以下の基本理念のもと、外国につながりを持つ人々の権利及び義務を規定するとともに、政府及び自治体の責務等を明示することで、安全で活力ある日本の発展に大きく寄与することが期待できると考える。

- 1) 政府は、在留外国人等が日本社会の一員として多面的な貢献を行う可能性を有する存在であるとの認識のもと、在留外国人等が安心して安全に生活できるよう日本社会に

統合していくとともに、日本国民との関係を相互理解、共生、協力関係へと発展させ、在留外国人等が社会の発展のために力を発揮できるよう基盤整備を行わなければならない。

- 2) 政府は、在留外国人等が日本国民同様、出生から死亡に至るまでの一生の中で生活者として多様なニーズを有し、また社会と係わるものであり、このようなライフステージを包括する取組みが必要との認識のもと、子どもの教育の機会均等をはじめ、日本での生活、学習、就労における選択および参加を含む在留外国人等の社会的統合・包摂について合理的な配慮を行わなければならない。なお、そのための対応は国及び地方公共団体、住民、教育機関、医療機関等の有機的な連携の下に総合的に行なわれる必要がある。
- 3) すべての日本国民は、在留外国人等の出身元の文化的・言語的アイデンティティに対し十分な配慮をするとともに、在留外国人等の尊厳を重んじ、何人も、国籍、人種、または宗教等を理由として差別されないよう努めなければならない。

3. 「開国」の歴史的意義

近年、外国人観光客が一挙に増え、2018年には訪日外国人観光客が過去最高3,100万人に達し、大都市だけではなく地方都市においてもその姿を見ることが日常化するようになった。また都市部を中心にコンビニ等において働く外国人の姿が日常化しているが日本人はそれを問題視することなく受入れている。

従来、島国の日本は従来、単一民族的な色彩の強い国家であると考えられ、独自の国民性を持ち、市民レベルにおいては外国人との交流の経験は従来、限定的であった。しかし、日本にはそもそも、海外からさまざまな文化を受入れ、発展させてきた歴史がある。

古代には渡来人が新たな文化を伝え、奈良時代には大陸から鑑真が日本に渡り仏教を広めただけでなく、日本食の元となる醤油や味噌をもたらした。日本は外国から文化や人材を積極的に受入れることで社会にイノベーションを引き起こし、国の発展を導いてきた。異文化の積極的な受入れこそが、文化、社会のイノベーションを引き起こす起爆剤となり、文化のみならず、政治や社会システムを発展させてきた。近代においても明治政府は数千人のお雇い外国人を雇用して急速な近代化を達成した。その意味で異文化、外国人の受入れは日本の歴史に沿ったものであり、国を開くことこそ日本の歴史に沿ったものといえるだろう。

ただそうした歴史があるとはいえ、今後、継続的に増加する外国人に対して、社会の一員として受入れ、外国人と日本人との間でウイン・ウインの関係を構築していくためには、「在留外国人基本法」で明示した方針を徹底し、社会的な共通認識に高めていく必要がある。また外国人受入れを含め社会の多様性を活力に結び付ける施策を行なうとともに、日本の文化や社会

に根づいた受入れのあり方を構築するべきである。そのことによって世界に開かれ、日本人も外国人もともに活躍できる活力ある日本社会が実現するだろう。

これからの日本にとって外国人の受入れは避けて通ることのできない課題である。そのための議論はまさに、いま始まったばかりといえる。次世代を担う若者、あるいは外国人も含めて、日本人と外国人の間でウイン・ウインの関係をどう創るのか、そして新たな活力を活かして明るい日本の未来をどう築くのかという課題について、今後、国民的な議論が行なわれることを期待するものである。

「在留外国人等基本法」の要綱案

この「在留外国人等基本法」の要綱案は、「在留外国人等基本法」の中に盛り込むべき内容をまとめたものである。なお、在留外国人等とは、日本に3ヶ月を超えて居住する日本国籍を持たない者、出生以外による日本国籍取得者とその子孫、両親のいずれかが日本国籍以外である者とその子ども等を指すものとする。

1. 目的

この法律は、在留外国人等の流入及び定住化が進む中で、在留外国人等と日本国民が相互に文化、人格、個性を尊重しあいながら、日本社会の一員として在留外国人等の人権が尊重され、対等な社会参加を実現していく共生社会を構築する上で必要な基本理念を定めるとともに、そのための環境整備を国、地方公共団体等が行なうことにより、経済、文化両面で活力ある社会を実現することを目的とするものとする。

2. 基本理念

在留外国人等に関する法律または施策は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- 1) 政府は、在留外国人等が日本社会の一員として多面的な貢献を行う可能性を有する存在であるとの認識のもと、在留外国人等が安心して安全に生活できるよう日本社会に統合していくとともに、日本国民との関係を相互理解、共生、協力関係へと発展させ、在留外国人等が社会の発展のために力を発揮できるよう基盤整備を行わなければならないこと。
- 2) 政府は、在留外国人等が日本国民同様、出生から死亡に至るまでの一生の中で生活者として多様なニーズを有し、また社会と係わるものであり、このようなライフステージを包括する取組みが必要との認識のもと、子どもの教育の機会均等をはじめ、日本での生活、学習、就労における選択および参加を含む在留外国人等の社会的統合・包摂について合理的な配慮を行わなければならないこと。なお、そのための対応は国及び地方公共団体、住民、教育機関、医療機関等の有機的な連携の下に総合的に行なわれる必要があること。
- 3) すべての日本国民は、在留外国人等の出身元の文化的・言語的アイデンティティに対し十分な配慮をするとともに、在留外国人等の尊厳を重んじ、何人も、国籍、人種、または宗教等を理由として差別されないよう努めなければならないこと。

3. 国及び地方公共団体の責務

- 1) 国及び地方公共団体は、この法律の基本理念に従い、その目的を達成するために、在留外国人等に関する施策を総合的に策定し、これを実施しなければならないものとする。
- 2) 国及び地方公共団体は、在留外国人等の出入国及び在留管理、保護、処遇等に関連する他の法令の制定及び改正を行う場合は、この法律の目的及び基本理念に沿って行わなければならないものとする。
- 3) 国は共生社会の実現に向けた財源確保を図るとともに、地方公共団体に必要な財源を確保しなければならないものとする。
- 4) 国と都道府県は、市町村における外国人の受入れと定着の推進にかかわる体制の整備と的確な施策の実施のための措置を講じなければならないものとする。

4. 事業者の責務

在留外国人等を雇用する事業主は、国が実施する施策に協力するとともに、その雇用する外国人が有する職業能力を有効活用し向上させるための労働環境を整備し、日本語学習、職業訓練等の教育訓練の提供を含む適切な対応に努めなければならないものとする。

5. 日本国民及び在留外国人等の責務

- 1) 日本国民は、日本社会が持続的かつ健全な発展を遂げていく上で在留外国人等を社会の構成員として受入れることが重要であることに鑑み、在留外国人等との協力、共生の推進に寄与するよう努めなければならないものとする。
- 2) 在留外国人等は、日本社会の一員として日本国民と協同、連帯し、安全で安心な地域社会の維持に寄与し、共生社会の実現に向けて積極的に社会参画・参加するよう努めなければならないものとする。

6. 基本方針及び計画の策定

- 1) 政府は、在留外国人等の受入れと、就労、生活及び社会参画等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、その基本方針とそれに基づく基本計画を5年おきに策定しなければならないものとする。
- 2) 都道府県及び市町村は、1)の基本方針及び基本計画を勘案し、当該都道府県または

市町村の実情に応じて、在留外国人等の就労、生活及び社会参画等についての計画を策定しなければならないものとする。

- 3) 政府は、基本方針及び基本計画の策定にあたっては、在留外国人等の当事者、事業主、NPO・NGO等の関係者の意見を聞き、それを尊重するように努めなければならないものとする。
- 4) 基本計画には、下記に掲げる事項について定めなければならないものとする。
 - ① 施策に関する基本的目標と方向
 - ② 行政機関等が講ずべき措置に関する基本的事項
 - ③ 財源、人員を安定的に確保するための措置に関する事項
- 5) 基本計画については、成果指標を定めて進捗管理を行なうとともに、施行後3年度を目途として制度運用の状況、実態の調査結果を踏まえた検討を加え、必要があると認められるときは見直しを行うものとする。なお、基本計画の見直しを踏まえ各施策についても見直す等、必要な措置を講じるものとする。

7. 在留外国人等政策委員会

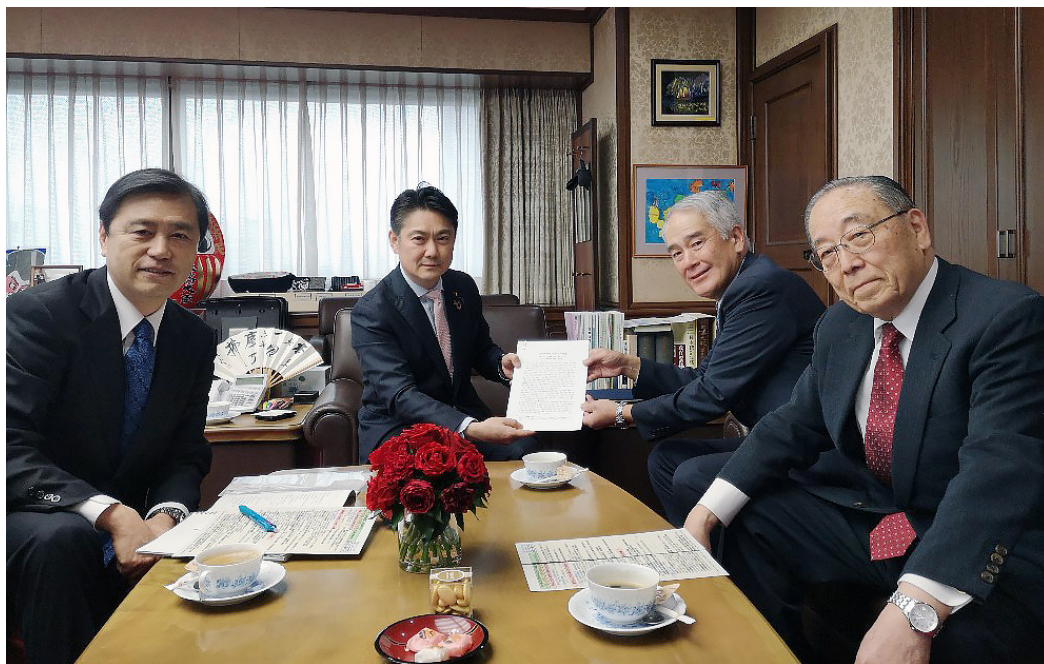
- 1) 在留外国人等に関する基本計画の策定または変更、計画の実施状況についての監視や勧告を行う諮問機関として、内閣府に「在留外国人等政策委員会」(以下、政策委員会)を設置するものとする。
- 2) 政策委員会の委員は、在留外国人等の就労、生活及び社会参画に関する事業に従事する者並びに学識経験のある者により構成されるものとする。なお、審議会の委員は、在留外国人等の当事者、事業主、NPO/NGO等の意見を聞き在留外国人等の実情を踏まえた調査審議を行うことができるよう構成されなければならないものとする。
- 3) 都道府県は、在留外国人等に関する施策の総合的かつ計画的推進について必要な事項を調査審議し、その施策の実施状況を監視する諮問機関の設置のために必要な措置を講ずるものとする。
- 4) 国と都道府県は、市町村が政策委員会に準じる機関を置くことができるよう、支援措置を講じなければならないものとする。

8. 啓発活動

政府及び地方公共団体は、共生社会の実現を妨げている諸要因の解消を図るとともに、この法律の目的と基本理念に関する日本国民、事業主、在留外国人等の関心と理解を深めるために必要な啓発活動を行わなければならないものとする。またすべての教育機関においては、多様性の尊重と共生社会の実現に向けた教育実践に努めなければならないものとする。なお、各関係機関及び団体の協力の下、共生社会の重要性を広く日本国民と在留外国人等に訴えかけるとともに、在留外国人等による社会、経済、文化その他あらゆる分野への参画を促進するために、多文化共生週間を設けて、集中的な啓発活動を行うこととするものとする。

9. 情報の収集、整理及び提供

国は、在留外国人等の政策立案及び共生社会の実現のための取組みに資するよう、国内外における在留外国人等に関する情報の収集、整理及び提供、必要な調査及び統計の実施に努めなければならないものとする。また政府は、毎年、この法律に掲げる基本理念の実現状況及び政府が講じた施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならないものとする。



2019年3月25日に、円卓会議の共同座長である国松考次未来を創る財団会長、大河原昭夫日本国際交流センター理事長、円卓会議の事務局長である毛受敏浩日本国際交流センター執行理事が、山下貴司法務大臣を表敬した。提言を手交し、外国人受入れに向けてのビジョンと外国人の統合政策を進める上で基本となる法案の必要性を説明するとともに、提言の内容に関して意見交換を行った。

■「外国人材の受入れに関する円卓会議」概要

「外国人材の受入れに関する円卓会議」(共同座長:國松孝次・未来を創る財団会長、大河原昭夫・日本国際交流センター理事長。以下、円卓会議)は、日本国際交流センター(JCIE)が、政界、経済界、自治体、NGO、メディア、日本に暮らす外国人等、社会各層を代表する方々に発起人としてご参画を願い、公益財団法人渋沢栄一記念財団の助成を得て、2018年に設置したものである。

日本国際交流センターは、非営利・民間の立場から、2005年より在住外国人をテーマに様々な事業を実施し、実績と国内外に幅広いネットワークを構築してきた。円卓会議は、これまでの事業成果や、ネットワークを生かしつつ、政府、民間のいずれにおいても散発的に行われてきた外国人を巡る議論を、多様なセクターの代表者による継続的な議論として形成することを目的として発足した。また、日本の将来に向けての方向性を示せるような多面的、包括的な議論の成果を社会に幅広く広め、政策構築の支援を視野に入れながら、外国人の受入れと定着のあり方についての国民的な議論を高めることを目指して建設的な議論を行っている。

円卓会議では、これまで発起人会合を含め三回の会合をもち、人口減少という日本社会の構造変換のなか、外国人の受入れと共生社会を考える上で必要な視点について議論を行った。また、外国人を労働者としてのみ見るのではなく、日本で働き、生活し、家族を持ち、子どもを育てる、社会の構成員としてどう位置づけていくかについて議論を重ね、日本に暮らす外国人にかかわる制度の法制化を考慮した「在留外国人等基本法」を提言することになった。

■ 円卓会議メンバー名簿

(2019年3月26日現在)

共同座長

大河原 昭夫 (公財)日本国際交流センター理事長
 國松 孝次 (一財)未来を創る財団会長

事務局長

毛受 敏浩 新宿区多文化共生まちづくり会議会長、(公財)日本国際交流センター執行理事

(50音順)

アンジェロ・イシ 武蔵大学教授
 市川 正司 弁護士、日弁連人権擁護委員会元委員長
 井手 修身 NPO法人イデア九州・アジア理事長
 大野 博人 朝日新聞編集委員
 小川 賢太郎 国民生活産業・消費者団体連合会(生団連)会長
 柿沢 未途 衆議院議員(無所属)
 木村 義雄 参議院議員(自民党)
 坂本 吉弘 (一社)日本国際実務研修協会会長
 笹川 博義 衆議院議員(自民党)
 佐藤 美央 国際移住機関(IOM)駐日代表
 実 哲也 (公社)日本経済研究センター研究主幹
 シュレスト・ブパール・マン エベレスト・インターナショナル・スクール・ジャパン理事長
 杉崎 重光 ゴールドマン・サックス証券副会長
 杉村 美紀 上智大学副学長
 鈴木 江理子 国土館大学教授
 鈴木 康友 浜松市長
 田中 宝紀 NPO法人青少年自立援助センター定住外国人支援事業部責任者
 中川 正春 衆議院議員(無所属)
 成川 哲夫 日本曹達株式会社取締役
 舟久保 利明 (一社)東京工業団体連合会会長
 三木谷 浩史 (一社)新経済連盟代表理事
 結城 恵 群馬大学教授

「外国人材の受入れに関する円卓会議」公開シンポジウム報告書
外国人受入れと日本の未来ー在留外国人基本法に向けてー

発行日 2019年5月21日

発行 公益財団法人 日本国際交流センター

住所 107-0052 東京都港区赤坂1-1-12 明産溜池ビル7階

TEL: 03-6277-7811 URL: www.jcie.or.jp/japan/



日本国際交流センター
JAPAN CENTER FOR INTERNATIONAL EXCHANGE